

## 南あわじ市連合自治会会則

(名称)

第1条 本会は南あわじ市連合自治会という。

(目的)

第2条 本会は、南あわじ市発展のため市内の自治会相互の連絡と協調を図り、併せて行政の運営に協力し住民の福祉の増進と住民主体のまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 自治会相互の連絡調整に関する事業
- (2) 住民の福祉増進のため行政の円滑な推進に対する協力
- (3) 住民の自主的なまちづくりを推進する事業
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本会は、南あわじ市内自治会をもって組織する。

2 本会に次の条件で組織した地区自治会を置く。

- (1) 2つ以上の単位自治会等で組織され、代表者があること。
- (2) 前号の組織において、年間定期的に会議・活動がなされていること。
- (3) 南あわじ市連合自治会へ登録している組織であること。

3 本会の事務所は、南あわじ市役所に置く。

(理事)

第5条 地区自治会代表者は、本会の理事とする。

- 2 理事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠により就任した理事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事の任期が満了したときは、当該理事は、後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとする。
- 5 理事は、本会の会議の決定事項を各地区へ連絡し、処理する。

(本部役員)

第6条 本会に次の本部役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名

(本部役員を選任)

第7条 会長、副会長及び会計は、理事の互選により選出するものとする。

(本部役員任期)

第8条 本部役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した本部役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 本部役員任期が満了したときは、当該役員は、後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

(本部役員職務)

第9条 本部役員主たる職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の収入・支出の事務を担当する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本部役員経験者のうちから本部役員会に諮り、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の要請に応じ、会議等に出席して意見を述べるることができる。

(会議)

第11条 本会の会議は、大会、本部役員会及び理事会とする。

2 大会は毎年1回、本部役員会及び理事会は必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

3 大会は各構成自治会長を、本部役員会は本部役員を、理事会は

本部役員及び理事をもってそれぞれ構成する。

(会計)

第12条 本会の経費は、市の助成金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査の選任)

第14条 会計監査は、理事の互選により2名選出するものとする。

2 会計監査は、本部役員を兼ねることはできない。

(会計監査の任期)

第15条 会計監査の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した会計監査の任期は、前任者の残任期間とする。

3 会計監査の任期が満了したときは、当該会計監査は、後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

(会計監査の職務)

第16条 会計監査は、必要に応じて会議に出席し、本会の会計を監査する。

(雑則)

第17条 会則の変更その他重要事項については、理事会において決定する。

2 この会則に定めるもののほか本会の運営に必要な事項は、本部役員会に諮り会長が定める。

附 則

この会則は、平成17年1月11日から施行する。

この会則は、平成18年5月14日から施行する

この会則は、平成20年5月17日から施行する。

この会則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、令和 6 年 4 月 3 0 日から施行する。